

令和8年度

山形県高等学校奨学金 育英奨学金のご案内

※ 育英奨学金は、令和8年度在学学生を対象としています。

令和8年4月
山形県教育委員会



1. 奨学金のしくみと種類について

山形県では、優れた生徒でありながら経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒の皆さんを支援するために奨学金事業を実施しています。

県の奨学金は下記の2種類があり、貸与金額、返還条件等は両奨学金とも同じですが、申込基準が異なります。詳しくは、それぞれの奨学金の案内をご覧ください。

なお、この案内は「育英奨学金」について記載しています。

○ 育英奨学金(無利子)

優れた生徒で、経済的理由により修学が困難な方に貸与(学力基準あり、高等専門学校は対象外)

○ 特別貸与奨学金(無利子)

優れた生徒で、経済的理由により修学が困難な方に貸与(学力基準なし)

- ※ 貸与はどちらか一方の奨学金からしか受けられません。
- ※ 両奨学金は、学力基準の有無に加え、家計審査の基準が異なります。

2. 育英奨学金の対象となる方

育英奨学金は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)の在学生在が対象となります。

- ※ 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部については別科を除きます。
- ※ 高等専門学校については、独立行政法人日本学生支援機構で貸与を行うため、対象外です。
- ※ 専修学校高等課程は、次の(1)～(3)のいずれにも該当する学科のみ、対象とします。
 - (1)職業に必要な技術の教授を目的とする学科
 - (2)修業年限が2年以上の学科
 - (3)授業が年2回を超えない一定の期間に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

3. 申込基準について

学校長の推薦を受けた申込者について、学力面や家計面等の状況から貸与者を選考します。

○ 申込基準:次のいずれにも該当する方

- ・ 扶養者が山形県内に住所を有すること(県外の場合は、下記を参照)
 - ・ 人物、学業ともに優れていること
 - ・ 経済的理由により修学が困難であること
 - ・ 高等学校等入学後に、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金、社会福祉協議会が行う教育支援費(入学準備のための就学支度費は含まない)、母子父子寡婦修学資金、高等学校定時制通信制課程修学資金、その他これらに類する資金の貸与及び就学奨励費の支給を受けていないこと
- ※ 条件を満たしているかご心配な場合は、申請前に在學校へ相談してください。



《扶養者が県外に住所を有する場合の申込は?》

- ・ 扶養者が県外に住所を有している場合は、住所のある都道府県で奨学金の申込を行うこととなります(本県とは貸与月額や審査基準が異なる場合があります)。
- ・ 扶養者が単身赴任により一時的に県外に転出している場合は、県内に住所を有するものとみなしますので、本県へ申込手続きを行ってください。
- ・ 貸与決定後に扶養者が県外へ転出する場合、生徒が引き続き県内の高等学校に在学するのであれば、奨学金の貸与は継続されます。生徒も県外の高等学校等へ転学する場合は、打切りとなります。

～緊急採用について～

家計を支えている人の失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離別、又は火災・風水害などを事由として家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に、貸与を受けられる制度です。**緊急採用の理由に当てはまるときは、在學校に相談してください。**

4. 貸与月額と貸与期間について

○貸与月額(両奨学金共通) 奨学金の貸与月額は下表のとおりです。

区 分	貸与月額	
	区 分	貸与月額
公立等(※)	自宅通学者	18,000円
	自宅外通学者	23,000円
私 立	自宅通学者	30,000円
	自宅外通学者	35,000円

※国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校をいいます。

○貸与期間(両奨学金共通)

原則として令和8年4月から卒業するまでの正規の修業年限です(ただし、1年ごとに継続のための手続きが必要です)。

5. 家計の目安について

下表はあくまでも家計基準の目安です。各世帯の人数、事情等により異なります。

○家計の目安(育英奨学金)主たる生計維持者とその配偶者の収入について算定します。

世帯人数	収入額 (給与の場合)	世帯状況 (父の給与収入のみの場合)
3人世帯	736万円以下	父、母、高校生(公立自宅通学)の計3名の世帯の場合
4人世帯	779万円以下	父、母、高校生(公立自宅通学)、小学生の計4名の世帯の場合
5人世帯	820万円以下	父、母、高校生(公立自宅通学)、小学生2名の計5名の世帯の場合

※ 給与収入以外の世帯については計算方法が異なります。

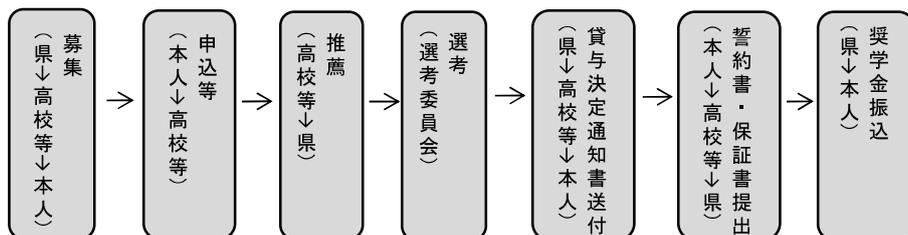
※ 家庭の事情によっては特別控除ができます。この金額以上の収入がある場合でも、奨学金貸与申請書の「所得から差し引かれる金額」欄に該当する項目があれば、学校に相談してください。

6. 申込方法と採用までの流れについて

奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。申込者が多い場合は、前頁の申込基準を満たしていても採用されない場合があります(選考結果については、学校へお知らせします)。

不採用となった場合でも、翌年度に再申請が可能です。

※ 申込みには、本人名義の普通預金口座が必要です。



7. 提出書類について(高校へ提出する前に、チェックリストによる内容確認をお願いします)

①奨学金貸与申請書(育英奨学金)

②債権者登録(変更)申出書(『金融機関の確認印』又は『通帳の表紙とカナ口座名義人が記載された見開きページの写しの添付』のいずれかが必要となります)

③住民票謄本【原本】本籍地記載のもの(マイナンバーが記載されていないもの。同一住所の方全員が記載してあるもので、申請前1ヵ月以内に市町村が発行したもの)

④令和7年の収入を証明するもの(主たる生計維持者とその配偶者の所得)

◎給与所得の場合 --- 令和8年度(令和7年分)の市町村発行の課税証明書か所得証明書【原本】又は「市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し、「市町村民税・県民税 納税通知書」の写し(マイナンバーが記載されていないもの)のいずれか。源泉徴収票不可。

◎給与所得以外の場合 --- 令和7年分の受付日時・受付番号が確認できる「申告内容確認票」又は市町村発行の課税証明書か所得証明書【原本】、「市町村民税・県民税納税通知書」の写し(マイナンバーが記載されていないもの)のいずれか。

◎令和7年の途中で就職・転職した場合や、令和8年に新たに就職した場合は、申込時直近の給与明細書3ヵ月分(写)又は事業所で発行する給与支払い証明書を提出。失業中で給付金受給中(受給予定も含む)の場合は「雇用保険受給資格者証(写)」を提出。

※所得がない場合でも、主たる生計維持者とその配偶者であれば、それを証する書類が必要です。

※上記の証明書等を把握できない所得がある場合は、それを証する書類が必要です。

※課税証明書や所得証明書は、6月中旬以降にならないと令和7年分が発行されない場合があるので、取得するには、市町村に発行可能な時期を確認のうえ入手してください。令和7年度(令和6年分)を取得しないよう注意。

※課税証明書又は所得証明書の名称は市町村により異なるので不明の際は「所得や収入金額を確認できる書類」を入手してください。

⑤障がい者手帳の写し等(特別控除に該当する場合) --- 障がい者の氏名・等級がわかるようにコピーをとってください。

※ 提出のあった書類は、採用・不採用にかかわらず返却いたしません。

～ 申請書の書き方 ～

ペン又はボールペンを使用し、修正液は使わないでください。
 ◎修正がある場合は訂正印で修正してください

「保護者」欄

- 「保護者」は父母又はそれに代わる人となります。
- 「氏名」は必ず保護者に自署してもらってください。
 (戸籍に登録している漢字を記入)

「同一生計の家族」欄

- 「家族」は本人と生計を一にする者を記入してください
 (生計を一にするとは、同一住所の家族を指します。単身赴任や就学を理由に一時的に県外に在住する家族も含まれます)。
- 「年齢」は申込日時点で記入してください。
- 主に家計を支えている者には○印、別居者には×印を続柄の左につけてください。
- ※ 就学者とは、「就学者」欄に記入してください。
 就学者とは、小、中、高、専修学校、短大、大学、高等学院、特別支援学校、専修学校(高等課程、専門課程)に在学する方です。
 (注) 専修学校一般課程及び各種学校(予備校等)など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

所得の種類、収入・売上金額、所得の各欄は、主に家計を支えている人、その配偶者のものを記入

所得の種類、収入、売上金額、所得の各欄は、主に家計を支えている人、その配偶者のものを記入してください。
 給与、給与、賞金、退職金、年金、役員報酬、その他の収入、利子、配当、家賃、貸付金、貸付金、内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入のことです。

「所得の種類」欄

「給与」とは俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことです。
 イ、「その他」とは自由業、保険外交員、税理士等による「所得」として得ている収入、利子・配当、貸付金、代・地代・内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入のことです。

「収入・売上金額」欄

◆令和7年1月～12月までの年間の収入金額を記入してください。

「給与所得」

「市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載のある給与収入額。(源泉徴収票不可)

「給与以外の所得」

・前年発生した際の書類を提出する場合は、受付日時・受付番号が確認できる「申告内容確認票」
 ・市町村発行の市町村民税・県民税納税通知書、課税証明書、所得証明書等の収入金額

・書面申告のため受付日時・受付番号が確認できない確定申告書(4月)の場合は、市町村発行の課税証明書又は所得証明書【原本】(マイナンバーが記載されていないもの)のいずれかを提出してください。

(注) ・上記の証明書等で把握できない所得がある場合、それを証明する書類が必要で、
 ・同一人で二種類の所得があるときは、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。
 ・令和7年の途中で就職・転職・転職(開業・転業等を含む)した場合や、令和8年に新たに就職した場合は、申込時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分を推算してください。

・課税証明書や所得証明書は、6月中旬以降にならなくとも令和7年分が発行されない場合があるため、取扱う際には、市町村に発行可能な時期を確認の上入手してください。

給与所得の場合

様式第1号の2

山形県教育委員会 殿

山形県高等学校奨学金(青英奨学金)貸与申請書

ふりがな やまがた たろう

氏名 山形 太郎

生年月日 00年00月00日(00歳)

現住所 山形市松波二丁目8番1号松波アパート101

自宅・下宿又は寄宿舎の別 自宅

他の奨学金の有無 有

保護者 山形 太郎

父 山形 太郎

母 山形 花子

兄弟 山形 春子

通学別 自宅(自宅外)

学校名 〇〇大学

所得の種類 商業

収入・売上金額 1284

所得 351

専従者給与 92

所得 0

控除額 351

表面

(表)

申請者氏名 山形 太郎

申請者記入欄

山形県高等学校奨学金(青英奨学金)貸与申請書

山形県立 松波高等学校

山形市松波二丁目8番1号松波アパート101

奨学金の貸与は生徒に行うものですので、生徒本人が申請者として自署してください。(戸籍に登録している漢字を記入)

令和8年0月0日

申請者氏名 山形 太郎

山形県立 松波高等学校

山形市松波二丁目8番1号松波アパート101

給与所得の場合

令和7年度

給与所得等

収入金額

申告書の書き方

令和7年度

給与所得等

収入金額

「保護者」欄

令和7年度

給与所得等

収入金額

「給与以外の所得」欄

令和7年度

給与所得等

収入金額

裏面

申請者本人が記入してください。

「家庭事情」欄には奨学金を必要とするに至った事情等を詳しく記入してください。
なお、緊急採用の場合はさらに具体的に記入してください。

(裏)

家
庭
事
情

父の会社は業績が下がり、昇給が見送られています。母も勤めて
いますが、同様に今後給料が上がる見込みはありません。
姉は私立大学なので仕送りが大変です。また、弟も来年高校生に
なり、教育費が増大しますので奨学金を希望します。

緊急採用を申込む場合

※緊急採用の対象にならない場合は記入しないでください。

緊
急
採
用
の
場
合

1 家計急変の事由を有するとき

- ※ ア. 生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ. 生計維持者が死亡又は離別
ウ. 生計維持者についての破産手続開始の決定
エ. 生計維持者の病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少
オ. 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少

2 事由の生じた年月 年 月

3 希望する貸与始期 年 月 (家計急変の事由が生じた月までさかのぼることができる。ただし、
年度を超えてさかのぼることはできない。)

該当する事由を選んで○を付けてください。
この場合、このことを証明できる書類(例えば離職票、医師の診断書など(写し可))を添付してください。

奨学金の貸与を開始してほしい年月を記入してください。

家計急変の原因となった事由が実際に発生した年月を必ず記入してください。

債権者登録（変更）申出書の記入について

◆奨学金の貸与は口座振込によって行います。次の①～③の条件に合う口座を申し出てください。

①口座名義人	奨学金申請者(生徒)本人名義に限ります。※申請者本人以外の名義は不可(父母なども不可)。
②取扱金融機関	山形県内の本店・支店・出張所の中で、都合のよい金融機関※山形県漁業協同組合は不可。ゆうちょ銀行は可。
③預金種別	普通預金口座(総合口座含む) ※貯蓄預金口座には送金できません。

◆太線の枠内の該当項目に黒のペンまたはボールペンで記入してください。

◆提出前に控えを取っておくなど、採用後に振り込まれる口座が判らなくならないようにしてください。

提出前に確認を！

記入例<<登録申出(奨学金申請者=生徒:山形太郎)の場合>>

債権者登録(変更)申出書(一般用)		受付課・公所記入欄	
山形県知事 殿		① 提出日 令和●年●月●日	
山形県の債権者として下記のとおり登録されるよう申し出ます。 あわせて、当方への支払い方法は下記の方法でされるよう申し出ます。		受付課・公所の担当者は色のついている項目に次のコードを記入してください。 ・住所コード・金融機関コード・債権者コード(変更・取消の場合) 所属 点検者(印又は記名) 連絡先	
② 処理区分	1. 新規 3. 変更 5. 取消	債権者コード	
【記入内容】 新規・取消 : ①～④(前金の口座がある場合は①～⑤) ※「変更前」欄は記入不要です。 変更 : ①②(必須)、③～⑤(該当箇所) ※変更がある項目の「変更前」欄もご記入ください。			
【必須】①住所	変更前		
	住所コード	郵便番号 ③ 990-8570	電話番号 ⑦ 023-630-8570
	都道府県	市郡名	区町村名
	④ 山形 都 府 県	山形 市 郡	区 町 村 松波
番地	方書(ビル・アパート名等)		
	⑤ 8番1号	⑥ 松波アパート101	
【必須】②法人名・氏名	変更前		
	団体・法人名	※略語については「記入上の注意」をご参照ください。	
	カナ		
	漢字		
個人名(法人の場合は代表者の職・氏名)	カナ ヤマガタ タロウ		
	漢字	山形 太郎 ⑧	
⑨ 受領方法 3 該当する番号を右から選択し記入ください。 1. 現金払 2. 隔地払 3. 口座振替			
④振口座	変更前		
	金融機関コード	店番号 ⑩ 110	金融機関名 松波銀行
		本支店名 山形支店	
	預金種別	該当する番号を下記から選択し記入ください。 口座番号(半角数字7桁) ⑫ 0123456	
	⑪ 1	1. 普通 2. 当座 3. 別段(金融機関の方のみ選択可)	
	カナ口座名義人 通帳記号のカナ名義を転記ください。 ⑬ ヤマガタ タロウ		
	振込先口座の確認方法(次のいずれかを選択してください。)		
	⑭ <input checked="" type="checkbox"/> 金融機関による確認 ⇒ 右の金融機関確認印欄に、金融機関から押印を受けてください。		
	<input type="checkbox"/> 通帳(表紙)及び「見開き」の写しを添付		
	<input type="checkbox"/> 必要な口座情報(表紙「記入上の注意」9参照)が表示されている資料を添付		

金融機関による確認か、通帳コピーを選択

～以下省略～

- 提出日を記入してください。
- 処理区分は1にしてください。
- ～⑥
自宅外(寮・下宿など)からの通学の場合は、「口座登録上の住所等」を記入してください。
- 固定電話がない場合は、携帯電話番号を記入してください。
- 生徒氏名を署名してください。
名字、名前の間は1文字空けてください。
上段カナは、濁点・半濁点は1文字分として扱います。署名した場合は押印省略可能です。
- 受領方法は3にしてください。
- ～⑬
通帳の表紙を1枚めくった見開きページに記載されています。通帳の登録どおりに転記してください。
※不明な場合は、該当金融機関へお問い合わせください。
- 右詰7桁で、正確に記入してください。
※7桁に満たない場合の例「123456」→「0123456」
※判読困難な例
7 2 5 1
- ～⑮
「金融機関による確認」を選択した場合は、金融機関にて確認・押印を受けてください。「通帳(写)を添付」を選択した場合は、通帳の表紙と見開き(カナ口座名義人が記載されたページ)の写しを添付してください。



※金融機関の方へ口座情報に誤りがない場合、確認印を押印願います。

8. 奨学生として採用された後、奨学金の貸与を受けるためには

奨学生として採用決定を受けた後(9月頃)、「誓約書」及び「保証書」を学校へ提出してもらいます。

※ 奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人を2名立てる必要があります。「保証書」の提出時までに連帯保証人となる方を決めてください。(申請の時点で2名の連帯保証人が決まっていなくても申請は可能ですが、採用決定後に連帯保証人を2名立てられない場合は貸与を受けることができません。)

・連帯保証人2名のうち、1名は親権者または後見人になります。

・もう1名は、独立の生計を営む成年者(奨学生世帯とは別住所)で、原則として、県内にお住まいの方となります。(親戚以外の知人等でも可能です。)

9. 奨学生になったら

奨学生としての自覚を持ち、奨学生としてふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

なお、家計が好転し奨学金が不要となった場合は、辞退することもできます。

10. 奨学金の貸与について

奨学金は毎月指定口座へ振り込みますが、初回は10月に4月から10月分をまとめて振り込みます(ただし、事務手続きの都合上、初回振り込みが11月以降となる場合もあります)。

なお、翌年令和9年度以降も奨学金を継続する場合は、翌年5月末に4月分、5月分を振り込みます。

11. 貸与が終了したときは

「借用証書」及び「返還明細書」等を提出してもらいます。借用証書には、採用時に提出する「保証書」に記載された連帯保証人2名の署名・押印が改めて必要となります。「保証書」を提出する前には、必ずコピーをとって保管しておくようにしてください。

12. 奨学金の返還について

皆さんの返還金は後輩奨学生の奨学金として活用されます。皆さんも先輩奨学生の返還金によって奨学金の貸与を受けます。「誓約書」での約束どおり、必ず返還をしてください。返還が遅れた場合は、遅延日数に応じた違約金(年14.5%)が課せられます。

返還は、貸与総額に応じた返還年数以内で、「月払い」「半年払い」「年払い」のいずれかにより行います。

返還金の納入方法は、口座振替となります。その取扱いについては、貸与期間満了時に改めてお知らせします。

(月払いの返還例:3年間(36か月)貸与を受けた者が月払いで返還する場合)

区分	貸与総額	返還回数	返還月額	
公立等	自宅	648,000円	120回(10年)	5,400円
	自宅外	828,000円	132回(11年)	6,272円
私立	自宅	1,080,000円	144回(12年)	7,500円
	自宅外	1,260,000円	156回(13年)	8,076円

※返還月額に端数が生じた場合は切り捨てし、返還の最終月に差額を調整します。

13. 返還に困ったときは・・・

高校卒業後、進学、災害や傷病、経済的困難等の理由により、返還が難しいと認められる場合には、申請により一定期間は返還を猶予することができます。

また、死亡又は心身に障がいがあるために返還ができなくなった場合には、申請により全部又は一部の返還が免除されることがあります。

返還猶予の申請手続きについては、貸与が終了したときに改めてお知らせします。



〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課

tel 023-630-2052 fax 023-630-2774

※問合せ等は、在学する学校を通じてお願いします。